

平成28年3月11日

各関係通所介護事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

指定地域密着型通所介護事業所のみなし指定の把握について（依頼）

平素は、本県の高齢福祉行政にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年4月1日より利用定員が19名未満（予定）の指定通所介護事業所については、指定地域密着型通所介護事業所に移行し、当該所在地の保険者（市町村等）の指定を受けたものとみなされます。

一方、平成28年3月31日時点で事業所の所在する保険者（市町村等）以外の保険者（市町村等）に属する利用者（平成28年3月31日時点で利用契約を締結している者に限る）については、利用者所在の保険者（市町村等）から指定を受けたものとみなされ、その利用者については引き続き指定地域密着型通所介護事業所を利用できます。

つきましては、平成28年3月31日時点における貴事業所の所在する保険者（市町村等）以外に属する利用者の把握を行うため、下記により報告願います。

なお、この取扱は利用者の所在地が岐阜県及び愛知県である場合のみとします（詳細については下記参照）。

記

- 1 この照会の対象となる事業所
平成28年4月1日から指定地域密着型通所介護事業所に移行する事業所
- 2 提出書類
別添「介護給付費算定に係る体制等及び事業所を所管しない保険者に属する利用者の届出書」
- 3 提出期限
平成28年4月8日（金） 【厳守】
- 4 提出先
利用者所在地の保険者（岐阜県・愛知県に限る）

※1 利用者がどの保険者に属するかは、介護保険被保険者証でご確認ください。また、利用者所在地が下記の場合の届出先にご注意ください。

利用者の所在地市町	届出先
瑞穂市・本巣市・北方町	もとす広域連合
揖斐川町・大野町・池田町	揖斐広域連合
神戸町・輪之内町・安八町	安八郡広域連合
愛知県東海市・大府市・知多市・東浦町	知多北部広域連合

※2 事業所の所在する保険者（市町村等）には、届出は不要です。また、上記書類は、利用者の属する保険者（市町村等）が岐阜県又は愛知県にある場合のみとします。利用者の属する保険者（市町村等）が岐阜県又は愛知県以外の場合は、その保険者（市町村等）に個別にお問い合わせ願います。

(例) 海津市にある地域密着型通所介護事業所（予定）で、利用者の所在地が海津市・岐阜市・羽島市・愛知県稲沢市・三重県〇〇市の場合
 →（所在地である）海津市には届出は不要。
 →岐阜市・羽島市・愛知県稲沢市に届出書を提出する。
 →三重県〇〇市には、個別に問い合わせる。

健康福祉部高齢福祉課介護事業者係			
担当係長	篠田	担当	菊川
T E L	058-272-8298（直通）		
F A X	058-278-2639		